

# 弓道場利用案内

鎌ヶ谷市弓道・アーチェリー場

TEL 047-446-5910

## 利用料金（2 時間）

区分		市内（在勤・在学）	その他
貸切利用	一般	800 円	1,200 円
	学生	400 円	600 円
一般利用	一般	160 円	240 円
	学生	80 円	120 円

※障がい者手帳をお持ちの方は減額措置の対象になります。利用の際には受付に提示してください。

（詳しくは受付にお問い合わせください。）

※超過時間の利用料金

超過時間 1 時間（1 時間未満も 1 時間とする）につき利用料金の 1/2 の金額

## 利用時間

9 時～17 時（事前予約により 19 時まで）

※利用時間は 9 時から 2 時間単位の利用

## 休場日

年末年始・施設点検休場日

※その他市主催行事等で休場する場合があります。

## 利用方法

・弓道場を単独で利用する際には認定会を受け、認定証を取得する必要があります。

（認定会については受付へお問い合わせいただくか、各種掲示等ご確認ください。）

・貸切利用について

貸切利用とは使用室場を占有利用する事で、指導資格者（全日本弓道連盟が定める段位で 4 段以上・公認コーチ）が指導資格のない利用者 5 名ごとに 1 名いる団体、もしくは認定証を取得している個人に限らせていただきます。

・一般利用について

一般利用とは貸切使用以外で認定証を取得した個人による利用

・夜間利用について

17 時～19 時における利用については利用日の 7 日前までの予約に限らせていただきます。

・屋外照明について

屋外照明については近隣の環境に配慮し、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間で、申請があった場合に点灯可能といたします。

（屋外照明使用料）・・・1 時間単位

貸切利用	100 円	一般利用	20 円
------	-------	------	------

## 認定について

- ・弓道場を単独で利用する際には認定会を受け、認定証を取得する必要があります。ただし、市内在住・在勤者であり、全日本弓道連盟の認める団体の所属且つ教育委員会が依頼した団体の会長・副会長・理事長・支部長のうち2名以上の推薦を得た者は認定会を免除できます。
- ・認定会を希望の方は日時の1週間前までに窓口か電話で予約を行ってください。  
(申込みは先着順、各回とも定員になり次第締め切りといたします。)
- ・認定会を受ける際には、所定の申込用紙に必要事項を記入し、窓口へ提出してください。
- ・認定証取得後は、利用の際に認定証を窓口へ提示してください。
- ・認定証の有効期間は、発行日より2年間とし、希望者の方には自動的に2年毎に延長いたします。  
なお、有効期間に関わらず、再審査を行う場合があります。
- ・認定証は他人に譲渡・転貸することは出来ません。変更等があった場合は窓口へ届け出てください。
- ・認定証に虚偽・不正または利用において危険な行為と判断した場合、認定を取消す場合があります。

## 団体登録について

- ・団体登録をするには、所定の登録用紙に記入し、窓口へ提出してください。
- ・団体構成員の半数以上が市内の場合は市内団体とし、それ以外を市外団体とします。
- ・団体が貸切利用するには指導資格者（全日本弓道連盟が定める段位で4段以上・公認コーチ）が指導資格のない利用者5名ごとに1名いる団体で、利用時の事故等は指導資格者に責任を負っていただきます。

## 予約について

- ・予約は利用日の市内団体は2か月前より、市外団体は1か月前より予約を行えます。
- ・予約の変更取消し・変更があった場合、利用日の14日前までに窓口へ許可書を持って届出てください。取消しの場合半額返金いたします、それ以降の返金の対応はいたしません。  
14日以降の申し出はキャンセル扱いとさせていただきます。  
施設都合（災害・工事等）の場合、事前に申し出があった時間・日にちについては振替・返金対応いたします。  
振替・返金期間は利用日より1年間有効です。返金の際は予約者本人のみとなります。
- ・17時以降の利用については利用日の7日前までに予約をしてください。
- ・窓口にて申請書に必要事項を記入し予約を行い、利用料金をお支払いください。
- ・予約完了後、窓口にて許可書を発行いたしますので、利用の際には窓口にて提示してください。

## 注意事項

- ・事故（矢が場外に出る・矢の紛失・ネットへ刺さる等）があった場合には、直ちに窓口へ経緯・状況を報告してください。  
報告を怠った場合、場内外の事故を問わず利用を取消します。
- ・利用許可の無い施設及び器具等は使用できません。
- ・物品の販売その他営利を目的とする行為はできません。
- ・利用者が施設付属設備及び器具等を損傷し若しくは紛失したとき又は原状回復の義務を怠った場合は損害を賠償していただきます。
- ・政治・宗教の普及、その他これらに属する行為はできません。
- ・駐車場内での事故についての責任は負えません。
- ・その他係員の指示に従ってください。